

第2次松浦市男女共同参画計画



平成29年3月

松浦市

はじめに

少子高齢化の進展や家族形態、ライフスタイルの変化により、私たちの地域社会をとりまく環境は急速に変化しています。このような状況の中、環境の変化に対応し、持続可能な活力ある社会を創っていくためには、全ての人が性別や年齢にとらわれることなく一人一人の個性、資質、能力を認め合い、十分に発揮し、支えあって暮らせる男女共同参画社会の実現が不可欠といえます。

このことから、国においては、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が策定され、これまでの間、男女共同参画社会の実現に向けた法整備が進められてきました。また、2015年（平成27年）には、男女が共に働きやすい環境づくりや女性の登用促進、女性の就労支援や人材育成など、女性活躍推進に向けた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍を強力に推進することが示されました。

また、県においても、男女共同参画社会の実現に向けた取組の実効性をより高めるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の活躍を推進する方針を示した、「第3次長崎県男女共同参画基本計画」が、2016年（平成28年）に策定されました。

本市においても、社会状況の変化や法整備等に伴い、男女共同参画社会の実現に向けて、更なる推進を図るべく、これまで各施策の指標としてきた「松浦市男女共同参画計画」（平成20年度～平成28年度）を継承しながら、今回、「第2次松浦市男女共同参画計画」（平成29年度～平成33年度）を策定しました。計画においては、男女共同参画社会づくりの更なる推進を図るとともに、女性の活躍推進に向けた目標の一つである「あらゆる分野における女性の活躍」についても各種施策を展開していくものであります。

この計画を策定するにあたり、貴重なご意見をいただきました「松浦市男女共同参画推進懇話会」委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました市民の皆様、関係者の皆様に対して、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

松浦市長 友広 郁洋

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の背景	3
1) 国の動き	3
2) 長崎県の動き	3
3) 本市の動き	4
第2章 計画の基本理念と基本目標	5
1. 基本理念	5
2. 基本目標	5
1. あらゆる分野における女性の活躍	5
2. 安全・安心な暮らしの実現	5
3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	6
4. 推進体制の整備・強化	7
3. 施策の体系	8
第3章 計画の内容	10
基本目標1. あらゆる分野における女性の活躍	10
政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10
政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進	13
政策目標3 農林水産業及び商工業等、自営業における男女共同参画の推進	17
政策目標4 家庭・地域における男女共同参画の推進	19
基本目標2. 安全・安心な暮らしの実現	22
政策目標1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	22
政策目標2 生涯を通じた男女の健康支援	25
政策目標3 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	27
基本目標3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	30
政策目標1 男女共同参画社会の実現に向けた支援基盤の整備	30
政策目標2 教育を通じた男女共同参画の推進	32
政策目標3 意識改革に向けた啓発・普及の推進	34

基本目標4. 推進体制の整備・強化	36
1. 庁内推進体制の充実	36
2. 松浦市男女共同参画推進懇話会との連携強化	36
3. 市民・事業所・地域活動団体との連携	36
4. 計画の進行管理	36

参考資料

○松浦市男女共同参画推進懇話会設置要綱	37
○男女共同参画社会基本法	39
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	46
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	57

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会¹の実現は、少子高齢化社会が進み、人口減少社会に突入した我が国の社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

国においては、1999年（平成11年）6月、「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、「男女共同参画社会基本法」が策定されました。また、2015年（平成27年）8月には、働く場面において、女性が力を十分に発揮できていない状況を踏まえるとともに、急速な人口減少に対応し、さらには、女性の人材確保に努めるべく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律²」（以下、「女性活躍推進法」という。）を策定しました。さらに、このような状況を踏まえ、2015年（平成27年）10月には、「第4次男女共同参画計画³」が閣議決定されました。

県においても、国の動向を把握しながら、2016年（平成28年）に「第3次長崎県男女共同参画基本計画⁴」が策定されました。

本市においては、2006年（平成18年）に男女共同参画の企画・推進に資するための「松浦市男女共同参画推進懇話会⁵」を設置し、各種施策の推進を図ることとしましたが、施策の推進には計画が必要ということで、2008年（平成20年）に「松浦市男女共同参画計画」（平成20年度～平成28年度）を策定し、これまでの間、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

¹ 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

² 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）：女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することを定めた法律

³ 第4次男女共同参画計画：男女共同参画社会実現のため、2015年（平成27年）に国が定めた計画

⁴ 第3次長崎県男女共同参画基本計画：男女共同参画社会基本法第14条第1項及び長崎県男女共同参画推進条例第7条の規定に基づく計画。

⁵ 松浦市男女共同参画推進懇話会：松浦市の男女共同参画社会形促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の企画・推進に資するために設置された会

しかし、男女共同参画社会の実現、あらゆる分野における女性の活躍推進やあらゆる暴力を根絶した安全・安心な暮らしの実現など、依然として多くの課題が山積しているのが現状です。このことから、「松浦市男女共同参画計画」の計画期間が、平成28年度で終了することと併せ、様々な課題に対応しながら男女共同参画社会を実現するため、新たに「第2次松浦市男女共同参画計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画です。
- (2) 第3次長崎県男女共同参画基本計画を勘案し策定した計画です。
- (3) 第3章基本目標1及び数値目標は、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定される「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねた推進計画であり、国の基本方針に即し、かつ第3次長崎県男女共同参画基本計画を勘案して策定したものです。
- (4) 第3章基本目標2政策目標1は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律⁶」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（市町村基本計画）」を兼ねた基本計画であり、国の基本方針に即し、かつ長崎県DV対策基本計画⁷を勘案して策定したものです。
- (5) 市の各種計画との整合性を持つ計画です。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢や環境の変化等に応じて、適宜、必要な見直しを行うこととします。

⁶ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護について、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、保護命令制度の規定等について定めることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援を迅速かつ重点的に取り組むことを定めた法律。

⁷ 長崎県DV対策基本計画：配偶者からの暴力の防止及び保護等のための施策に関する法律第2条の3の規定に基づく計画。

4. 計画の背景

1) 国の動き

国においては、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、第2条において、「男女共同参画社会の形成」について規定しています。また、同基本法の施行に伴い、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた法制度の整備が進められるとともに、同基本法に基づくポジティブ・アクション（積極的改善措置）⁸により、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会が大きく変化してきました。さらに、2015年（平成27年）8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画⁹の策定を義務付ける「女性活躍推進法」が成立するとともに、同年12月には、男女が個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会を目指し、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を計画の冒頭に位置づけた「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、新たな段階に突入しました。

2) 長崎県の動き

県においては、男女共同参画社会の実現を目指して、1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」及び2002年（平成14年）に施行した「長崎県男女共同参画推進条例」の趣旨や理念等を踏まえ、2003年（平成15年）に「長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、その後、社会経済環境の変化に伴い2度の改定が行われました。

その後、2016年（平成28年）には、男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層するため、これまでの計画の進捗状況を踏まえ課題に対応しながら男女共同参画を推進していくための指針となる計画として、「第3次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

⁸ **ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**：男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。男女雇用機会均等法第8条では、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消するための「女性のみ」又は「女性優遇」の措置は法に違反しないとされている。

⁹ **事業主行動計画**：事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう定める計画

3) 本市の動き

本市においては、2006年（平成18年）に男女共同参画の企画・推進に資するための「松浦市男女共同参画推進懇話会」を設置し、各種施策の推進を図ることとしましたが、施策の推進には計画が必要ということで、2008年（平成20年）に「松浦市男女共同参画計画」（平成20年度～平成28年度）を策定し、これまでの間、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

しかし、我が国が進める各種施策に伴い、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、新たな課題も浮き彫りとなっており、男女共同参画社会の実現に向けた新たな施策が必要となり、新たに「第2次松浦市男女共同参画計画」を策定することとなりました。

第2章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、個性と能力を発揮することのできる社会」です。

本市では、男女共同参画社会を実現し、「思いやって、支えあって、自分らしくいきいきとすごせるまち松浦」を目指すため、以下の4つの目標を掲げ、具体的な施策を展開します。

2. 基本目標

1. あらゆる分野における女性の活躍

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要となります。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にも繋がるものであり、男女共同参画社会の実現のため、引き続き、あらゆる分野における女性の活躍を強力に推進しなければなりません。特に、「女性活躍推進法」が成立した現在においては、女性の活躍推進に重点的に取り組む必要があります。

このことから、女性の参画拡大、働き方の改革、様々な分野への女性の活躍推進について、重点的に取り組みます。



2. 安全・安心な暮らしの実現

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、あらゆる暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長

等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策も必要となっています。

さらに、ひとり親のための貧困問題、高齢者のための働き方対策やライフスタイルの問題など、克服すべき課題も多くなっています。

このことから、女性へのあるゆる暴力の根絶、生涯を通じた男女の健康支援、生活上の困難を抱えた人に対する支援などに引き続き取り組みます。



3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点にたち、男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤を整備する必要があります。

また、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成なども大きな課題となっています。

このことから、子育て支援策、学校における教育や男女共同参画の意識啓発等は、他の全ての取組の基礎的な施策であることから、一層の充実を図ります。



4. 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現のためには、この計画にある広範かつ多岐にわたる具体的な取組を着実に展開するとともに、ワーク・ライフ・バランス¹⁰の推進や女性の登用など、女性の活躍推進について、社会全体で取組を進めていく必要があります。

このため、本市における推進体制の充実や、市民・事業所・地域活動団体と一体となった推進体制の充実を図ります。

¹⁰ ワーク・ライフ・バランス：仕事と家庭の調和。

3. 施策の体系

基本目標

「思いやって、支えあって、
自分らしくいきいきとす」せるまち松浦

1. あらゆる分野における女性の活躍

2. 安全・安心な暮らしの実現

3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

4. 推進体制の整備・強化

政策目標

施策目標

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1. 審議会等の委員への女性の参画推進 2. 市における管理職等への女性の登用推進 3. 職場や地域活動等の各分野における女性の参画推進
2. 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進	1. 仕事と家庭の両立と働き方の見直し 2. 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進 3. ハラスメント防止対策の推進
3. 農林水産業及び商工業等、自営業における男女共同参画の推進	1. 女性の経済的地位・能力の向上と働きやすい環境づくり
4. 家庭・地域における男女共同参画の推進	1. 家庭生活における男女共同参画の推進 2. 地域社会における男女共同参画の推進 3. 防災における男女共同参画の推進
1. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	1. 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進 2. 配偶者等からの暴力への対策の推進 3. 犯罪被害者等への相談体制の充実
2. 生涯を通じた男女の健康支援	1. 生涯を通じた男女の健康の保持・増進 2. 妊娠・出産に関わる保健・医療対策の充実 3. 健康をおびやかす問題への対策の推進
3. 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	1. ひとり親家庭の生活安定と自立促進 2. 高齢・障害等により困難を抱えた人への支援
1. 男女共同参画社会の実現に向けた支援基盤の整備	1. 子育て支援策の充実 2. 男女共同参画に関する相談体制の充実
2. 教育を通じた男女共同参画の推進	1. 学校における教育の充実 2. 適切な性教育の実施
3. 意識改革に向けた啓発・普及の推進	1. わかりやすい広報・啓発活動の推進

第3章 計画の内容

基本目標1. あらゆる分野における女性の活躍

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男性・女性に関わりなく、個人の能力を發揮できる機会が平等に与えられる社会を構築することが求められます。また、社会のあらゆる分野において、男性と女性が対等な関係で協力することが必要です。

このことから、行政や事業所、団体等あらゆる分野の組織が、さまざまな課題に対応しながら、組織運営を維持・発展していくためには、長年男性中心で進められてきた政策や方針決定の過程において、女性をはじめとする多様な人材の視点を十分に反映し、共に取り組んでいくことが重要となります。

女性の参画拡大については、「2020年（平成32年）までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という政府目標（いわゆる「202030」）が2003年（平成15年）に示され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）等が進められてきたところですが、2015年（平成27年）に成立した女性活躍推進法により、ポジティブ・アクションの実効性を高め、男女の実質的な機会の均等を目指すこととされました。

本市においては、これまで、最終的な意思決定に女性の視点や考えを真に生かしていくため、様々な審議会等の委員、及び市の管理職等への女性登用を推進してきました。しかしながら、2015年（平成27年）4月時点の審議会等での女性の就任比率をみると、761名の委員の内、女性は201名となっており、26.4%に留まっています。また、同年の市職員の係長級以上の管理職等への女性登用率をみると、対象者192人の内、女性職員は43人となっており、22.4%に留まっている現状です。

この他、事業所における業務や自治会等の地域活動等においても、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている傾向にあり、女性が補助的なポジションにとどまっている場合が多くみられます。

これらの状況を打破し、女性の意思決定過程への参画をさらに推進するためにも、各組織を担う男性たちが女性参画拡大の必要性とメリットを理解して環境整備を行うとともに役員や管理職等への登用を後押しすることが重要です。また、女性自身がそれぞれの持つ個性や能力を發揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことも欠かせない要素といえます。

施策目標 1 審議会等の委員への女性の参画推進

行政に女性の声を適切に反映することのできる体制づくりを推進するとともに、引き続き、審議会等への女性の就任の登用を着実に推進します。

施策	内容	担当課
① 審議会等での女性の就任比率の向上	審議会等での女性の割合については、「松浦市附属機関等の設置及び委員選任等に関する要綱」第4条に掲げる30%を超えるように努めます。	総務課
② 女性の積極的な参画に向けた啓発の推進	女性の積極的な参画を促進するため、女性自らの意識向上と、社会全体の意識改革の啓発に努めるとともに、関係各課へ積極的な登用の働きかけを行います。	総務課

施策目標 2 市における管理職等への女性の登用推進

女性職員に対して、管理職としての研鑽・能力向上の場を提供するとともに、管理職としての職務遂行能力を有する女性職員の積極的な登用を図ります。

施策	内容	担当課
① 市における管理職等への女性の登用推進	松浦市特定事業主行動計画 ¹¹ に基づき、課長補佐級、係長級への女性職員の登用を積極的に行います。	政策企画課
② 市における中堅女性職員の育成	松浦市特定事業主行動計画に基づき、中堅女性職員の育成のため、各種セミナー、研修等を積極的実施します。	政策企画課

¹¹ 松浦市特定事業主行動計画：松浦市が、職員を雇用する事業主としての立場から、職員の仕事と子育ての両立や女性の職業生活における活躍の推進等に関する取組内容及び数値目標等を定めた計画。次世代育成支援対策法及び醸成活躍推進法に基づく。

施策目標3 職場や地域活動等の各分野における女性の参画推進

女性の視点が組織の中で生かされ、一人ひとりがやりがいを持って働けるよう、より多くの女性が経営や組織の方針決定過程に参画するための環境づくりを推進します。

施策	内容	担当課
①事業所における女性参画の推進	女性の参画推進に関する情報提供やセミナー等を開催し、組織における女性の参画推進を図ります。	企業立地課
②農業分野における方針決定過程への女性参画の推進	「家族経営協定」 ¹² の啓発と普及に努めるとともに、女性が集まる各種会議等において、農業分野への女性の参画を推進します。	農林課
③自治会等における役員等の女性比率拡大推進	松浦市地域自治会連合会及び各地域活動団体を通じて、自治会等の活動における方針決定の場への女性の参画について働きかけます。	総務課

¹² **家族経営協定**：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

【現状と課題】

就業は、生活の経済的基盤であり、自己表現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できるようにすることは、多様な人材を生かすダイバーシティ¹³の推進につながり、本市の持続可能な発展や企業の活性化という観点からも、きわめて重要な意義を持っています。

しかしながら、女性の就業に関して、第一子出産を機に約6割が離職するなど、子育て期に当たる30歳代女性の労働力率が低下する「M字カーブ」¹⁴の問題は未だ解消されていません。この背景には、依然として多くの家庭において家事・育児・介護の負担が女性に偏っていることや、恒常的な長時間労働、休暇の取りにくさ等から、男性が積極的に家庭生活を支援することが困難であるという状況等があります。

このため、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう、働きやすい職場環境づくりと女性の就労支援について、社会全体として一体的に取り組むことが求められています。

このような問題を解決し、男女がお互いのワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、仕事を持つ全ての男女が、労働時間の短縮や休暇取得によって家庭生活を充実させるとともに、経営者が中心となり、働きやすく、子育てしやすいような職場環境づくりに取り組むことが重要です。

施策目標1 仕事と家庭の両立と働き方の見直し

男性の仕事優先の意識や、家事・育児は女性が行うものという性別による固定的な役割分担の意識を見直し、女性に偏っている家事・育児・介護等に、男性が進んで携わるような環境づくりが必要です。

また、長時間労働の抑制や多様な働き方の導入促進など、男女の働き方の改革に向け、経営者、労働者双方のさらなる意識改革を進めていくとともに、女性の能力向上による職域拡大にも取り組む必要があります。

¹³ **ダイバーシティ**：多様な人材を生かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、新たな変化を生み出し、価値創造につなげること。

¹⁴ **M字カーブ**：日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷として、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。

施 策	内 容	担当課
①仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	仕事と家庭の両立を図ることができるよう、職場優先という組織・企業風土を見直すため、広報活動を通じて事業者や市民の意識啓発を図ります。	総務課
②育児・介護に関わる休業制度の推進	事業者に対して、育児・介護休業法の遵守について広報誌などを通じて呼びかけ、男女共に育児・介護と仕事が両立できる職場環境づくりを呼びかけます。	企業立地課
③働き方の見直しの推進	ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、個々人の生活に配慮した労働時間の改善や、短時間勤務制度 ¹⁵ ・フレックスタイム制度 ¹⁶ ・テレワーク ¹⁷ 等の多様な働き方などについての普及啓発を促進します。	企業立地課
④長時間労働の抑制	事業所に対して、週休2日制の導入を呼びかけるとともに、年次有給休暇の取得促進や所定外労働時間の削減に向けた取組の周知啓発を行います。	企業立地課
⑤市における仕事と家庭の両立支援の推進	松浦市特定事業主行動計画に基づき業務の効率化を進め、超過勤務のさらなる縮減に取り組みます。 また、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めつつ、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を図ります。	政策企画課

¹⁵ **短時間勤務制度**：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・休業法）に規定された制度で、「3歳に満たない子を育てていること」を条件として採用されるフルタイムより短い勤務時間。

¹⁶ **フレックスタイム制度**：1か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。

¹⁷ **テレワーク**：ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。

施策目標 2 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進

女性も男性と同じく家庭の生計を支え、また、地域経済においても欠くことのできない労働力として位置付けされています。このため、女性が自分の能力を存分に発揮できるとともに、能力に応じた適正な収入を得ることができるよう、働きやすい職場環境の整備が求められています。

施策	内容	担当課
①男女雇用機会均等法 ¹⁸ 、女性活躍推進法等の普及促進	市内の事業者に対して、男女雇用機会均等法、労働基準法 ¹⁹ 、育児・介護休業法 ²⁰ 等の周知徹底を図り、男女ともに働きやすい労働条件の改善・確保を図ります。 また、女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定を呼びかけます。さらには、国の認定制度について、関係機関と連携して周知を図り、市内企業の取組を促進します。	企業立地課
②女性が働きやすい職場づくりの推奨	女性が働きやすい職場環境を整えた事業所を表彰・顕彰し、受賞した事業所の職場環境づくりの工夫を広報誌やパンフレットで紹介することにより、市内の事業者における男女の均等な機会と待遇の改善を促します。	企業立地課
③労働相談の実施	労働の場における差別問題や就業条件の問題に関する相談に対し、関係機関と連携を図り、利用しやすい相談体制の充実に努めます。	企業立地課

¹⁸ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進する法律。

¹⁹ 労働基準法：労働条件の基準等を定めた法律。

²⁰ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）：育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的とした法律。

施 策	内 容	担当課
④妊娠・出産に関わる保護	女性労働者が妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いを受けることがないように、関係法令の周知を図るとともに、事業所の就業規則における産前産後・育児休業、短時間勤務などに関する規定の整備を促進します。	企業立地課

施策目標3 ハラスメント²¹防止対策の推進

女性が働きながら安心して子どもを産み育てるには、子育てに理解のある職場環境づくり、セクシャル・ハラスメント²²等の無い職場づくりも重要となります。特に、セクシャル・ハラスメントは、被害者にとって精神的なダメージが大きく、退職に繋がりがねないため、職場における規則の整備などの防止対策が必要となります。

施 策	内 容	担当課
①セクシャル・ハラスメント防止対策の推進	セクシャル・ハラスメント防止のための規則整備やパンフレットによる周知など、あらゆる職場からセクシャル・ハラスメントの根絶を目指します。	企業立地課
②各種ハラスメント防止対策の推進	セクシャル・ハラスメントだけでなく、マタニティ・ハラスメント ²³ 、パワー・ハラスメント ²⁴ 等についてもあらゆる職場から根絶を目指します。	企業立地課

²¹ ハラスメント：人を困らせること。いやがらせ。

²² セクシャル・ハラスメント：職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により、解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じる事。

²³ マタニティ・ハラスメント：働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産、育児休業等を理由として、解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取り扱いを被ること。

²⁴ パワー・ハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

政策目標3 農林水産業及び商工業等、自営業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

本市は、長崎県内でも農林水産業に従事する者の割合が高く、女性の就業者構成比も高い状況です。しかし、今後、農林水産業では、就業者の高齢化や後継者不足が深刻になると見込まれ、女性の役割は従来にも増して重要になると考えられます。

また、農林水産業と同様に、その他のサービス業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業等、商工業においても女性の就業者構成比は高い割合を占めています。こうした業種は自営業の比率が高く、女性が経営者、あるいは家族従業者として、事業活動に大きな役割を担い地域社会の発展に寄与しています。

しかしながら、自営業の場合、仕事と生活の場、あるいは家計と経営が十分に分離されていないことが多く、就業条件があいまいで、家事労働に対する評価が低くなりがちであり、女性に過大な負担がかかることが懸念されます。また、女性は補助的な労働に従事する割合が高いと考えられ、経営などに参画する女性はいまだ少ない状況です。

そこで、女性の果たしている役割の重要性に照らして、働きに応じた報酬を確保するとともに、事業活動や家庭生活に関するあらゆる方針決定の場において、女性の参画を進めていく必要があります。

施策目標1 女性の経済的地位・能力の向上と働きやすい環境づくり

女性が男性の対等なパートナーとして経営などに参画できるようにするため、女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上のために必要な取り組みを推進する必要があります。

施策	内容	担当課
①女性の経済的地位の向上	家族の話し合いをベースとする家族経営協定の普及と充実に努めるとともに、認定農業者 ²⁵ の拡大、農林業に係る活動を支援します。	農林課
②女性リーダーの育成	農林水産業及び商工業等、自営業における女性リーダーの育成を推進します。	農林課 水産課 商工観光課 企業立地課

²⁵ 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

施 策	内 容	担当課
③労働環境の整備促進	女性が安全で快適に就業できるよう、労働時間の適正化、休日の取得など、労働条件の整備について啓発と指導を行います。	企業立地課

政策目標4 家庭・地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

人口減少に伴う地域社会の活力低下が進む中、地域において女性の活躍の機会を拡大することは、子育てや介護、生活支援など、生活に密着した課題解決や新たな視点からの地域活性化のために重要となっています。しかし、家庭・地域における女性の参画が進まない中、女性が社会における責任を担うためには、女性に偏りがちな家事・育児・地域活動などの負担を見直すことも大きな課題です。

このことから、地域における男女共同参画や女性の活躍推進に関する課題解決への支援などにより、女性の社会参画や、家事・育児等への男性の参画などを一層推進する必要があります。

また、防災においても、女性の視点を取り入れた防災体制の確立や防災現場への女性の進出が求められています。

施策目標1 家庭生活における男女共同参画の推進

男性の仕事優先の意識や、家事・育児は女性が行うものという性別による固定的な役割分担の意識を見直し、女性に偏っている家事・育児・介護などに、男性が進んで携わるような環境づくりが必要です。

施策	内容	担当課
①家庭生活における男女共同参画の推進	家族が互いに尊重し協力しあって家事、育児、介護などに取り組むよう、啓発活動や生涯を通じた学習機会の提供に努めます。 また、男性の家庭生活への参画は、男性の豊かな生活や自立促進にも繋がるため、その意義についての社会の理解促進を図ります。	総務課
②「家庭内就業ルール」づくりの推進	家庭生活や家庭教育における男女共同参画を促進するため、家族が互いに尊重し協力しあって家事、育児、介護などに取り組むよう、「家庭内就業ルール」づくりを推進します。	総務課

施策目標 2 地域社会における男女共同参画の推進

本市における地域社会活動への女性参加数は多いものの、「グループ・女性団体・老人クラブ活動」「習い事・講座などの社会活動」への参加割合が高く、「自治会・公民館活動」などの参加割合は、男性より低い状況となっています。

社会活動の活性化のためには、女性が幅広く参加し、活躍したい女性が十分に能力を発揮できるような環境づくりが求められます。

施策	内容	担当課
①地域における男女共同参画の推進	市が関わる地域づくりの方針決定の場において、女性を積極的に登用するなど、女性リーダーの育成を図ります。 また、住民主体の活動においても女性の参画が進むように啓発活動を行います。	総務課
②女性リーダーの育成	地域づくりを担う女性リーダーが多数輩出されるような環境醸成に努めるとともに、女性リーダーとなる資質を有する人材の発掘、及び女性リーダーの活動支援を推進します。	総務課

施策目標 3 防災における男女共同参画の推進

被災時において、女性の視点を取り入れた防災体制の確立や防災現場への女性の進出が求められています。

施策	内容	担当課
①防災現場への女性の進出促進	男女共同参画の視点に立った施策を展開していくためには、防災現場への女性の進出が求められているため、女性消防団員の確保に努めます。	防災課

【基本目標1の数値目標】

項目	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
市の男性職員の出産補助のための休暇取得率	%	54.5	80.0
市の男性職員の育児参加のための休暇取得率	%	18.2	60.0
市の審議会等委員への女性の登用率	%	26.4	30.0
市の審議会等における女性の参画がない審議会等比率	%	20.4	5.0
市の管理職（課長職）に占める女性の割合	%	8.3	15.0
家族経営協定の締結数	件	46	60

基本目標2. 安全・安心な暮らしの実現

政策目標1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

近年、配偶者や恋人等によるDV（ドメスティック・バイオレンス）²⁶やストーカー行為²⁷、職場等による様々なハラスメント、児童虐待や高齢者・障害者への虐待等、さまざまな暴力が深刻な社会問題になっています。このような暴力の被害者の多くは女性であります。その大きな要因は、社会に依然として残る男性優位の考え方や、男女の体力の差等が主な要因であると考えられます。

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくためには、このような犯罪や人権侵害がなくなり、個人の尊厳を守ることが必要となります。犯罪や人権侵害は当事者間だけの問題ではなく、男性、女性それぞれが置かれている立場など、社会的要因が影響している場合も多く、家庭・事業所・地域において、暴力や犯罪は絶対に許されないという認識を共有し、暴力や犯罪の根絶に取り組んでいくことが求められます。

また、被害に遭った人たちが、悩みを抱えたまま、より深刻な事態に陥ることのないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりや、警察や関係機関等との連携による支援体制の整備にも取り組む必要があります。

施策目標1 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進

女性に対する暴力を根絶するためには、暴力を容認しない社会風土の醸成及び暴力根絶にむけた基盤づくりが求められます。

施策	内容	担当課
①関係法令を適用しての厳正な対処	女性を取り巻く犯罪に対し、刑法、売春防止法 ²⁸ 、児童福祉法 ²⁹ 、配偶者暴力防止法 ³⁰ 、ストーカー規制法	関係各課

²⁶ DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力。

²⁷ ストーカー：特定に人につきまといの行為をする人。

²⁸ 売春防止法：売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることにより、売春の防止を図ることを目的とした法律。

²⁹ 児童福祉法：全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを規定した法律。

³⁰ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを規定した法律

施策	内容	担当課
①関係法令を適用しての厳正な対処 (つづき)	など、関係法令の適正な運用を図り、暴力を許さない環境づくりを推進します。	関係各課 (つづき)
②相談窓口の充実と連携	心理的、身体的、性的なあらゆる暴力から被害者を守るため、佐世保こども・女性・障害者支援センター ³¹ 、警察、国の行政・司法機関、人権擁護委員、民間団体などと連携を取りながら情報収集を行い、相談支援体制の充実を図ります。	子育て・こども課 市民生活課
③犯罪を抑止する地域活動の活性化	犯罪を未然に防ぐ地域環境を整備するため、警察、自治会及び補導員などと連携を図り、地域の見回り活動をはじめとする防犯運動を推進します。	防災課 総務課 生涯学習課

施策目標 2 配偶者等からの暴力への対策の推進

配偶者等からの暴力防止対策として、DV予防教育の実施などを含め、啓発の充実を図ることが必要です。

施策	内容	担当課
①家庭内暴力防止対策の推進	家庭内暴力については、人権侵害行為であるという認識の浸透を図るため、広報誌を通じた情報提供や関係機関と連携した学習機会の提供などにより、意識の啓発に努めます。	子育て・こども課 市民生活課 長寿介護課
②関係機関との連携強化	「長崎県DV対策等推進会議」 ³² や警察などと連携し、それぞれの役割を認識するとともに、DV発生の予防とDV被害者への切れ目のない支援のための推進体制を整備します。	子育て・こども課 市民生活課 長寿介護課

³¹ 佐世保こども・女性・障害者支援センター：特別な支援を必要としている、こどもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な相談・支援の機関。

³² 長崎県DV対策等推進会議：長崎県において総合的なDV施策の推進を図るため、福祉、男女共同参画等の県関係部局をはじめ、警察、裁判所、法務局等の関係機関や民間の有識者で構成する会議。

施策目標3 犯罪被害者等への相談体制の充実

性犯罪や性暴力、ストーカー行為等の被害にあった女性は、誰にも相談出来ずに精神的なダメージを負う人も少なくありません。そういった多くの被害女性に対応するため、相談体制の充実を図る必要があります。

施策	内容	担当課
①被害女性に対する相談・救済対策の推進	暴力や犯罪により被害を受けた方に対しては、プライバシー保護や精神的被害にも十分に配慮しつつ、カウンセリングなどの対応を図ります。	子育て・こども課 市民生活課 長寿介護課

政策目標2 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成のためには、男性、女性それぞれが互いの身体的特質や健康についての理解や配慮が求められます。

特に、女性には妊娠や出産という女性特有のライフスタイルがあり、乳がんや子宮がんなど、生命の危険を伴う女性特有の疾病があることに留意しなければなりません。

一方、男性においても男性特有の病気にかかる割合も多くなるとともに中高年層の自殺割合も高くなっており、男性の心身の健康に対する取組も進めていく必要があります。

本市においては、女性を対象とした各種検診を実施していますが、一部の女性が受診しているに留まっています。女性が自らの健康管理に対する関心を高め、各種検診あるいは健康相談などのサービスを積極的に活用することが望まれます。また、男性に対する健康相談・健康診査等も充実させる必要があります。

施策目標1 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

生涯を通じて健康を保つためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進への支援が必要となります。

また、女性においては、妊娠・出産や女性特有の疾病など、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することが多いため、生涯において男性と違った健康支援も必要となります。

施策	内容	担当課
①健康管理・健康増進の環境整備	<p>健康問題について、安心して相談できる体制の充実に努め、心身の健康を保持することにより、健やかに安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。</p> <p>また、学校や地域、家庭において生涯を通じた健康管理・改善に資する教育学習を推進します。</p> <p>さらに、健康的な食生活習慣を確立し、健康・体力を保持・増進するため、気軽にスポーツ活動が行える環境づくりを進めます。</p>	健康ほけん課

施 策	内 容	担当課
②女性特有の疾病に対する予防対策の実施	乳がん・子宮がんの早期発見のため、検診受診を広く呼びかけるとともに、閉経後の女性に多い骨粗鬆症についても、その予防のため、市独自の検診を実施する等、女性がいくつになっても明るく元気に過ごせるように健康面から支援を行います。	健康ほけん課

施策目標 2 妊娠・出産に関わる保健・医療対策の充実

妊娠・出産、子育てに関わる悩みの相談や乳幼児期における親と子のふれあいの大切さなど、子育てに関する指導・助言について、妊産婦や乳幼児の健康診査及び健康指導等を各関係機関と連携し充実させる必要があります。

施 策	内 容	担当課
①母子の健康や悩みに対する指導・相談体制の充実	妊婦への訪問相談体制の充実や乳幼児期の訪問指導、乳幼児相談・検診、離乳食教室など、母子の健康や悩みに関する相談体制の充実を図ります。	子育て・こども課

施策目標 3 健康をおびやかす問題への対策の推進

覚せい剤や大麻等の薬物、喫煙や飲酒については、健康に甚大な影響を及ぼすものであることから、健康に与える影響について、広く情報提供を行う必要があります。

施 策	内 容	担当課
①薬物乱用・喫煙・飲酒対策の推進	薬物が心身に悪影響を及ぼすことや、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことについて、学校での教育を推進するとともに、地域社会への情報提供に努めます。 また、受動喫煙の防止のため、職場や公共の場における分煙対策を推進します。	健康ほけん課

政策目標3 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

単身世帯やひとり親家庭の増加、雇用・就業構造の変化等により、貧困や教育・就労の機会を得られない等、生活上の困難を抱える人が増えています。

特に女性については、非正規雇用者の割合が高く、生活が不安定であったり、一般的に男性よりも長寿で高齢期の生活や自身の介護問題の影響を受けやすいため、母子世帯や高齢単身女性が貧困等をはじめとするさまざまな困難を抱える状況が多く見受けられます。

また、障害のある人や外国人住民は、コミュニケーション等の問題により、必要な情報が得られないことで、複合的な困難を抱える場合も少なくありません。

このように、様々な困難や不安を抱える人たちが、自立して充実した生活を送ることができるよう、状況に応じた支援体制の整備が必要です。

さらには、地域に暮らす人々が、家族形態、年齢、国籍の違い、ハンディキャップの有無等にかかわらず、ともに助け合い、チャレンジすることができる環境を目指し、相互理解を深めていくことも重要です。

施策目標1 ひとり親家庭の生活安定と自立促進

ひとり親家庭の不安の解消や自立に向け、就労支援のための講座開催や、その他各種支援制度に関する情報提供を行い、それぞれの状況に応じた支援を行います。

施策	内容	担当課
①ひとり親家庭への生活支援	母子家庭への生活支援は、経済的安定が第一であり、就労支援など、自立支援対策を進めます。 また、父子家庭への生活支援は、子育てや育児など、家庭生活安定が必要であり、育児・家事支援対策を進めます。 そして、全てのひとり親家庭が安心して暮らせ、仕事と育児の両立ができるように、育児支援などの取り組みに対して事業所への協力を呼びかけます。	子育て・こども課

施策目標2 高齢・障害等により困難を抱えた人への支援

全国的に少子・高齢化が取りざたされる現代において、地域社会を豊かで活力あるものとするためには、高齢者が健康を保ちながら自立した生活を過ごし、かつ社会と関わりを持つことで、誇りを持って暮らせる環境を整備することが求められます。

また、障害者については、社会参加や雇用機会の確保において、未だに厳しい状況にあり、障害者が地域において障害を持たない人と同じように生活し、あらゆる分野で社会参加ができるような体制の充実を図る必要があります。

施策	内容	担当課
①高齢者・障害者が暮らしやすいまちづくりの推進	高齢者・障害者の日常生活を快適にし、社会参加を促進するため、高齢者や障害者に配慮したバリアフリーに対応した住宅や公共施設の整備を推進します。	長寿介護課 福祉事務所 関係各課
②福祉・保健・医療等の連携強化	高齢者・障害者をはじめとする市民の多様なニーズに対応するため、福祉・保健・医療・介護の連携強化を推進します。	長寿介護課 福祉事務所
③高齢者への各種支援	<p>高齢者が住み慣れた地域において、快適で自立した生活を送ることができるように、健康増進及び介護予防事業の施策に取り組みます。</p> <p>また、高齢者がはつらつと過ごせるように、就業機会を確保するためにシルバー人材センター³³と連携し、高齢者の知識と経験を生かした地域活動を支援するなど、社会参加の機会提供に努めます。</p> <p>さらに、介護が必要な高齢者については、介護保険事業計画に基づき、適切な介護サービスの確保に努めます。</p>	長寿介護課
④障害者への各種支援	障害のあるなしにかかわらず、人格と個性を尊重する社会の実現に向けて、障害者福祉計画に基づいた自立支援サービス、施設の充実を図り	福祉事務所 子育て・こども課

³³ シルバー人材センター：高齢者である会員向けに仕事を受託して提供する組織。

施 策	内 容	担当課
④障害者への各種支援 (つづき)	ます。併せて、障害者が参加しやすい社会教育の内容の充実や、障害者に対する理解を深める啓発活動を行います。	福祉事務所 子育て・こども課

【基本目標2の数値目標】

項 目	単 位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
子宮がん検診受診率	%	35.1	50.0
乳がん検診受診率	%	39.1	60.0
地域と連携した介護予防 地域支え合い事業	事業数	7	20
行政と警察、郵便局、新聞販売店、 その他民間事業者等との 地域見守りネットワークの構築	協定締結 事業者数	16	20

基本目標3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標1 男女共同参画社会の実現に向けた支援基盤の整備

【現状と課題】

日本社会における男女共同参画社会実現の大きな障害の一つは、高度経済成長期を通じて人々の意識の中に形成された、固定的な性別役割分担意識です。社会構造の変化や社会経済の急速な変化に伴い、様々な施策が打ち出されているものの、まだまだ社会の中では、個人としてではなく、性によって役割を期待される場面は少なくありません。

このような状況を解消するためには、男性と女性が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として様々な分野において、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが求められます。このようなことから、職場、家庭、地域等、様々な場面における社会制度や慣行について性別によって格差が生じているもの、または生じるおそれがあるものについて、広く見直しを呼びかけ、意識の改革に取り組んでいく必要があります。

施策目標1 子育て支援策の充実

核家族化の進展により、両親以外の親族が子どもの面倒をみるのが困難になっています。また、女性の社会進出の進展や、賃金の伸び悩みなどを背景とした夫婦共働き世帯の割合の高まりなどで、女性の就業率が上昇しています。このままでは、子育ての多くを担っている女性の負担がさらに増大することが懸念されるとともに、子育てに関する支援を必要とする家庭が増えるものと考えられ、楽しんで子育てができるような環境づくりが必要です。

施策	内容	担当課
①保育サービスの充実	市内の保育所等では、民間活力を導入しながら、乳幼児保育、延長保育、一時保育、休日保育など、保護者のニーズに応じた柔軟な保育サービスを実施します。	子育て・こども課

施 策	内 容	担当課
②地域子育て支援センターなどを通じた子育て世帯への支援	市内の保育所及び幼稚園では、子育て家庭を対象に育児の不安や悩み相談などを行う地域子育て支援センターを設置しており、その取組内容の充実と利用促進を進めます。 さらに、子育て支援を必要としている人と協力したい人とのマッチング事業を行うなど、地域の中で子育て支援を行います。	子育て・こども課
③要保護児童及び家庭への支援	児童虐待、非行、不登校などの要保護児童のための相談窓口を設置し、児童自身の問題や子育て家庭における問題など、専門機関と連携しながら、更なる援助活動を実施します。	子育て・こども課 学校教育課 生涯学習課

施策目標 2 男女共同参画に関する相談体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けては、様々な悩みへの一般相談窓口や女性だけでなく、社会的な悩みを抱える男性の相談窓口も必要と考えられます。

施 策	内 容	担当課
①男女共同参画に関する相談体制の充実	長崎県男女共同参画推進センター ³⁴ と連携し、様々な相談に対応するとともに、相談窓口の周知広報により利用促進を図ります。	総務課

³⁴ 長崎県男女共同参画推進センター：男女共同参画社会の実現を目指すため、県や市町と連携し、具体的な取り組みを行う活動拠点となる場所。男女共同参画推進センターは、県民が、男女共同参画について「集い・学び・参画する」活動を支援しています。

政策目標2 教育を通じた男女共同参画の推進

【現状と課題】

学校教育等を通じた男女共同参画への理解促進は、将来の男女共同参画社会の実現に向けた基盤となるものであり、次代を担う子どもたちが、個性や能力を十分に発揮し、性別にとらわれない多様な選択を可能にするための教育の充実が必要です。

また、性に関する情報の氾濫により、子どもたちを取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、子どもたちが、その健康状態や性差に応じて適切な自己管理ができるような性教育・DV予防教育を推進する必要があります。

さらに、子どもたちを指導する立場にある教職員の男女共同参画に関する知識の充実も必要となります。

施策目標1 学校における教育の充実

子どもの発達段階に応じて、人権尊重や男女平等の精神を高め、個性や能力を重視した教育を推進する必要があります。

また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力も育成する必要があります。

さらに、教職員に対しては、適切な指導をすることができるような研修を実施し、スキルアップを図る必要もあります。

施策	内容	担当課
①子どもに対する男女共同参画社会に関する教育の推進	子どもの発達段階に応じて、男女の平等や相互理解と協力の重要性、互いが協力して家庭を築くことの大切さなど、男女共同参画の必要性について、学ぶ機会の充実に努めます。 また、子どもたちが自ら生き方を考え、進路を選択する能力・態度を身に付けることの重要性を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課
②教職員の研修の充実	教職員対象の研修会等の充実に努め、男女共同参画に関する理解の徹底を図ります。	学校教育課

施策目標 2 適切な性教育の実施

思春期の子どもたちが、性と生殖に関して正確な知識を持つとともに、健康であることの重要性を認識する事が必要です。

施策	内容	担当課
①適切な性教育の実施	性と生殖に関する重要性を認識し、自ら健康管理を行うことが出来るよう、学校・家庭・地域等が連携し、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。	学校教育課

政策目標3 意識改革に向けた啓発・普及の推進

【現状と課題】

性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などについて、市民の理解を促し意識改革を図るための広報・啓発活動は、男女共同参画社会づくりに向けたすべての取組の根幹をなす基盤的な施策と言えます。

人口減少に伴う生産年齢人口の減少、人々の価値観の多様化など社会状況が変化する中、男女共同参画の重要性が高まっており、こうした認識をあらゆる分野の人々が共有していくため、啓発活動の一層の充実強化が求められています。

このような状況を解消するためにも、全ての市民が男女共同参画について正しく理解し、日常生活のあらゆる場面で「男女問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組むことができるよう、分かりやすい広報・啓発、情報提供を行うことが重要です。

施策目標1 わかりやすい広報・啓発活動の推進

市民一人ひとりが男女共同参画や男女平等について正しく知識を得られるよう、分かりやすい啓発に努めます。

また、本計画に掲げられる様々な事業を遂行するにあたり、男女共同参画の視点をしっかりと反映できるよう、職員研修を通して、市職員一人ひとりの意識を高めます。

施策	内容	担当課
①広報・啓発活動の推進	男女共同参画に対する市民の理解が深まるように、市報やポスターなどを通じた啓発活動を実施し、また、男女共同参画をテーマとした講演会・研修会などに取り組みます。	総務課 生涯学習課
②市民への多様な学習機会の提供	長崎県の男女共同参画推進員やエキスパート（出前講座）などと連携して、生涯を通じた学習機会を提供し、家庭や職場、地域における男女共同参画を実現するための情報提供や相談体制の構築を図ります。	総務課 生涯学習課

施策	内容	担当課
③市職員の研修の実施	市政運営にあたっては、男女共同参画をはじめとする人権尊重の視点を常に心がける必要があります。このため、市職員の男女共同参画等に対する意識の向上等を図るべく、県と連携して職員の研修を実施します。	政策企画課
④情報の収集	男女共同参画に関する情報の収集に努め、県男女共同参画推進センター情報誌、ホームページ、ライブラリー等により、積極的に情報提供を行います。	総務課
⑤長崎県男女共同参画推進員等との連携強化	長崎県が任命する長崎県男女共同参画推進員及びアドバイザー ³⁵ と連携し、地域に密着した啓発活動を実施します。	総務課

【基本目標3の数値目標】

項目	単位	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
保育所待機児童数	人	0	0
放課後児童クラブ待機児童数	人	0	0
「男女共同参画社会」という用語の認知度	%	—	85.0

³⁵ 長崎県男女共同参画推進員・アドバイザー：県が、地域における男女共同参画社会づくりを支援するため、普及啓発活動等を行う推進員を委嘱している。また、推進員の任期を終えた後も引き続き推進員と協力して活動を行う者をアドバイザーとして登録している。

基本目標4. 推進体制の整備・強化

1. 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を目指し、本計画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係各課との連絡調整や情報の共有化を図り、計画の着実な推進を図ります。

2. 松浦市男女共同参画推進懇話会との連携強化

男女共同参画の企画・推進に資するため設置してある「松浦市男女共同参画推進懇話会」と連携し、男女共同参画社会の形成促進に努めます。

3. 市民・事業所・地域活動団体との連携

市民・事業所・地域活動団体等が、それぞれの立場で計画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に行動していけるよう、官民協働の施策推進を図ります。

4. 計画の進行管理

計画の着実な進行と成果の見える化を目指し、毎年度、各施策の具体的な事業の取り組みに関する「実施状況報告書」を作成し、松浦市男女共同参画推進懇話会において報告します。

また、数値的に進行状況が把握できる施策については、数値目標による管理を徹底するとともに、全ての職員が男女共同参画の視点にたって、各事業の展開及び評価をすることができるよう意識啓発を行います。

さらに、前年度の実施状況をもとに、事業内容や目標等の点検・見直しを行い、さらなる施策の推進を図ります。

<参考資料>

松浦市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の企画・推進に資するため、松浦市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画の企画・推進に資する提言に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成促進に関すること。
- (4) その他の男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体等の代表
- (2) 知識経験者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱又は任命するものとし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(座長及び副座長)

第6条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会は、必要に応じ、座長が招集し、座長が議長となる。

(部会)

第8条 懇話会には、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って

定める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成18年11月28日までとする。

附 則（平成20年告示第20号）

この告示は、平成20年5月7日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号

同11年12月22日同 第160号

目 次

前 文

第一章 総則（第一条～第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条～第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条～第二十八条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経

濟的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家

庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時

雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項

の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が

効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定

める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定に関わらず、動向に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事

情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定める

よう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止す

るための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十三年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。

ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等

に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十

八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第2次松浦市男女共同参画計画

平成29年3月

発行：松浦市

〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365番地

TEL 0956-72-1111
